

別紙－２ 廃棄物の排出海域

排出海域は、大王崎から南東に約 60km 離れた水深約 1,600m の北緯 34° 00′ 54.0″ 東経 137° 24′ 37.8″ を中心とした半径 1km の円に囲まれた範囲内（以下、「当該排出海域」という）とした（図 2.1 参照）。なお、当該排出海域は、既許可（18-002、20-001）と同一海域である。

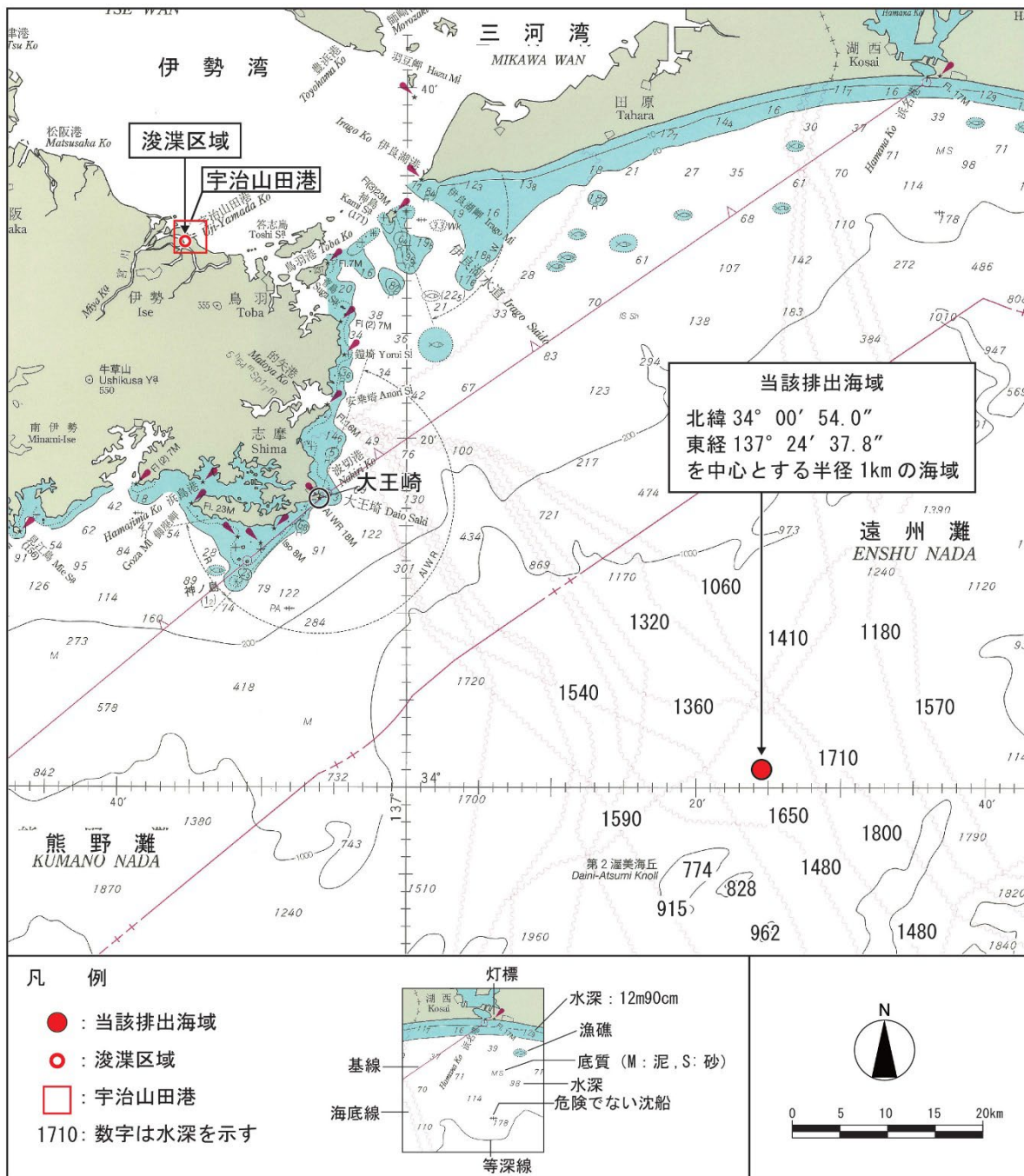
当該排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を越えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定するⅣ海域に該当する。

当該排出海域は、以下の理由で設定した。

- ・排出海域は、漁業（漁場）の実態や海底ケーブル敷設状況を踏まえて、新規に他の海域を設定できなかったため、既許可（8-006-02、10-004-02、12-001、14-001-3、22-001）の周辺海域とした。
- ・排出船が風や海域の流れにより移動することを考慮するとともに、既許可の排出海域の設定実績を踏まえて当該排出海域の範囲を設定した。
- ・当該排出海域に漁業権の設定はなされていないが、三重外湾漁業協同組合の了承（面談-口頭確認）を得ている。

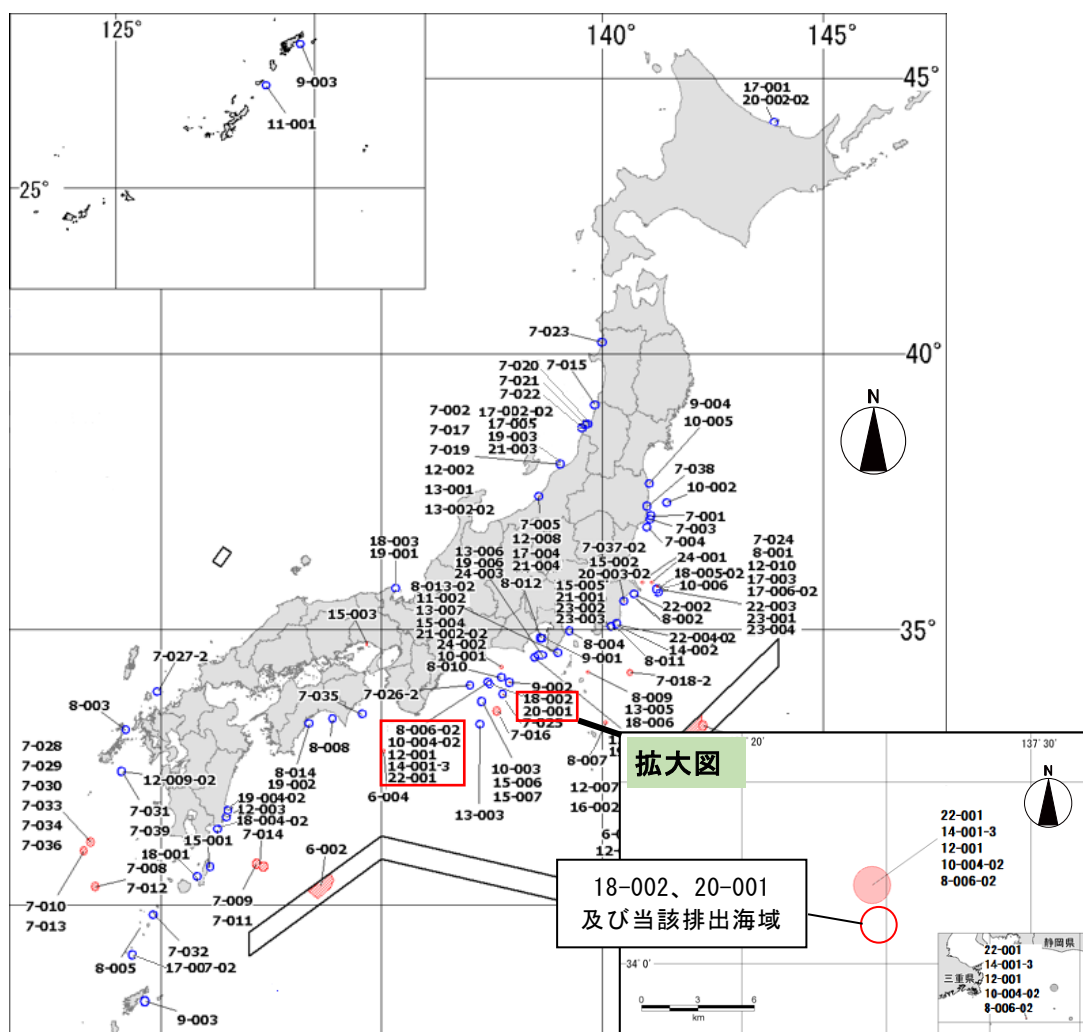
また、当該排出海域の周辺において他の許可による排出海域の存在を確認するため、環境省ホームページより海洋投入処分の許可発給状況（令和 6 年 10 月時点）をとりまとめた（図 2.2 参照）。

これによると、当該排出海域と周辺海域を排出海域とする既許可事業は、許可番号「8-006-02、10-004-02、12-001、14-001-3、18-002、20-001、22-001」の 7 事業であり、処分期間が重複している事業として「22-001」が該当している。



出典) 「海図 W61B 東京湾至潮岬」 (平成 12 年 6 月 海上保安庁)

図 2.1 当該排出海域



許可番号	事業者の名称	許可の有効期間	計画投入処分量	排出海域
8-006-02	三重県 (津松阪・鳥羽・白子・千代崎)	2008年4月1日から 2011年3月31日まで	341,000m ³	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とした半径 1km の海域
10-004-02	三重県松阪建設事務所 事業推進室流域課 (松ヶ崎漁港及び百々川水門)	2010年11月8日から 2014年11月7日まで	20,650m ³	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とした半径 1km の海域
12-001	三重県 (津松阪港)	2012年1月15日から 2015年1月14日まで	19,560m ³	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とした半径 1km の海域
14-001-3	三重県伊勢建設事務所 (宇治山田港)	2014年4月1日から 2019年3月31日まで	130,000m ³	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とした半径 1km の海域
18-002	三重県 (大淀漁港)	2018年4月1日から 2019年8月31日まで	23,900m ³	N34° 00' 54.0" E137° 24' 37.8" を中心とした半径 1 km の海域
20-001	三重県 (宇治山田港)	2020年4月1日から 2025年3月31日まで	333,000 m ³	N34° 00' 54.0" E137° 24' 37.8" を中心とした半径 1 km の海域
22-001	三重県 (津松阪港)	2022年4月27日から 2027年3月31日まで	80,000m ³	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とした半径 1km の海域

参考：「海洋汚染等及び海洋災害の防止に関する法律第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト 令和6年10月時点) より作成

図 2.2 当該排出海域及びその周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域